

北海道地域連携クリティカルパス運営協議会部会設置要領

(設置目的)

第1条 北海道地域連携クリティカルパス運営協議会設置要綱第5条に基づき、地域連携クリティカルパスとその運用システムに係る具体的な協議を効率的、効果的に行うため、部会を設置する。

(協議事項)

第2条 部会は次に掲げる事項について検討する。

(1)脳卒中専門部会

北海道版広域連携型パスの開発および運用に関すること

(2)急性心筋梗塞専門部会

北海道版広域連携型パスの開発および運用に関すること

(3)システム・運用部会

北海道広域連携型クリティカルパスを運用する IT システムの運用等に関すること

(構成)

第3条 部会は運営委員を含めて構成する。

2 専門部会には互選により、部会長を選任する。

(任期)

第4条 委員の任期は平成26年3月までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の役員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会議)

第5条 部会の会議は必要に応じ、会長が招集する。

2 会議には、必要に応じて専門部会以外の者を出席させることができる。

3 部会長は、部会の会議において協議した結果を協議会に報告する。

4 部会には、必要に応じて、作業班を設置することができる。

(庶務)

第6条 専門部会の庶務は北海道大学大学院医学研究科神経病態学脳神経外科学にて行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会に関する事項は部会長が定める。

附則

この要領は平成22年10月1日から施行する。

この要領は平成23年12月16日から施行する。